

《本意見具申の意義》

東京2020大会に向けたバリアフリー化の取組が開催決定からこれまでの間に着実に進められてきた事実を評価し、その成果を今後の福祉のまちづくりに最大限生かしていくことが重要

→東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組状況を踏まえ、現状と課題を整理し、更なるバリアフリー化の推進に向けた福祉のまちづくりの方向性を提言

第1章 都における福祉のまちづくりのこれまでの進展

- 福祉のまちづくり条例施行規則の改正
 - ・車椅子利用者用観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加
 - ・宿泊施設の一般客室の整備基準を追加 等
- 福祉のまちづくり推進計画に基づくまちづくりの推進
 - ・福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を策定（20局120事業）

第2章 国等の動向

- 「障害者権利条約」の批准と国内法の整備
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正

第3章 東京2020大会を契機としたバリアフリー化の取組

- 都の主な取組
 - ・**当事者参画の取組**
「東京2020パラリンピックの成功とバリアフリー推進に向けた懇談会」、
「アクセシビリティ・ワークショップ」、障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化、
地域住民による点検を踏まえた施設等のバリアフリー化に取り組む区市町村支援
 - ・**大会会場周辺を中心とした施設整備等**
大会会場周辺駅等におけるエレベーター・ホームドア等の整備、
ユニバーサルデザインタクシー車両の普及促進、宿泊施設のバリアフリー化支援 等
 - ・**情報バリアフリーの推進に向けた取組**
利用者本位のターミナル実現に向けた支援、「とくきょうユニバーサルデザインナビ」
の運営、バリアフリー情報のオープンデータ化、手話のできる都民育成事業
 - ・**心のバリアフリーの推進に向けた取組**
普及啓発冊子の作成・配布、心のバリアフリーサポート企業連携事業
- 国等の動向
 - ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の策定
 - ・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の策定

第4章 バリアフリー化の推進に向けた課題と方向性

1 公共交通機関や道路等におけるハード・ソフト一体的整備の在り方

- ・公共交通機関におけるソフト面も含めた対応の推進
- ・バス・タクシーにおける車椅子利用者等への適切な対応のための取組
- ・当事者との意見交換などにより様々な利用者の視点に立った整備の実行

2 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進の在り方

- ・ハード整備の推進及びソフト対応の強化により建築物を誰でも利用目的どおりに使える社会の実現
- ・当事者参加の仕組みの構築と施設整備のより一層の推進
- ・経路や遊具の整備を含めた公園の環境整備

3 災害時・緊急時等に備えた安全・安心のまちづくりの推進の在り方

- ・避難所として使用される学校施設の整備及び道路等の面的整備
- ・避難所において誰もが適切な支援を受けるための要配慮者対応の強化

4 ICTの活用等による情報バリアフリーの推進の在り方

- ・施設管理者等の自主的なバリアフリー情報の発信の促進
- ・ICT技術を活用した情報バリアフリーの更なる推進
- ・多様な意見の把握と全ての人にとって分かりやすい情報提供の推進

5 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの推進の在り方

- ・子供の頃から心のバリアフリーを意識できるよう当事者等との連携による効果的な推進
- ・共生社会や障害の社会モデルの考え方を浸透させるための啓発活動の継続実施
- ・施設や設備の適正利用に向けた普及啓発の推進